卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要

卒業要件については学則に以下の記載がある。

第２２条（課程修了の認定）

　各課程の修了の認定は、各学科を修業年限以上在学し、次の各号に定める単位数以上を修得した者について行う。

（１）情報処理科３年制		１６６単位
（２）情報処理科	システム運用コース	１０６単位
	システム開発コース	１０８単位
（３）ウェブ・メディア科		１１８単位
（４）高度情報システム科		２２８単位
（５）セキュリティ・ネットワーク科		１８０単位
（６）電子技術科		１２６単位
（７）電気工学科		９６単位
（８）診療放射線学科		１３８単位
（９）臨床検査学科		１３２単位
（１０）臨床工学科		１４１単位

２　校長は、本校所定の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

第２５条（進級および卒業不適格）

　所定の科目単位を取得できなかった者、または各学年内において、出席時間が所定の授業総時間数の３分の２に達しない者は、進級または卒業することができない。